

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規則	ページ
次世代育成支援対策推進法第十九条第一項の特定事業主等を定める規則(四〇・人事課)	1
秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(四一・医务薬事課)	1
秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則(四二・自然保護課)	2
租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則及び租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則(四三・都市計画課)	2
秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(四四・港湾空港課)	3

規 則

次世代育成支援対策推進法第十九条第一項の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第四十号

次世代育成支援対策推進法第十九条第一項の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令(平成十五年政令第三百七十二号)第二項の規則で定める次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二百十号)第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同令第二項の規則で定める職員は、当該機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

知事	知事部局及び地方労働委員会事務局の職員
議会の議長	議会事務局の職員
人事委員会	人事委員会事務局の職員
代表監査委員	監査委員事務局の職員
公営企業管理者	企業局の職員

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第四十一号

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年秋田県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(条例第一条の二第三号四)の規則で定める病院)

第一条の二 条例第一条の二第三号四)の規則で定める病院は、医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四百十一号)の施行の際現に主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として同法第一条の規定による改正前の医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十一条第一項ただし書の規定による知事の許可を受けていた病院とする。

第四条第一号(一)中「養成施設」の下に、「(独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の設置する養成施設を含む。以下同じ。)」を加え、同条第三号(一)及び(二)を次のように改める。

- (一) 国立又は公立の養成施設に在学している者
月額 三万二千円
- (二) 私立の養成施設に在学している者

第四条第四号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 国立又は公立の養成施設に在学している者

月額 一万五千元

(二) 私立の養成施設に在学している者

月額 二万千元

様式第八号中「細」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則第四条の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十二号

秋田県の景観を守る条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県の景観を守る条例施行規則(平成五年秋田県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第六号を次のように改める。

六 独立行政法人都市再生機構

第八条第八号を次のように改める。

八 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第八条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 独立行政法人国立病院機構

附 則

この規則は、平成十六年七月一日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則及び租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十三号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則及び租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部改正)

第一条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則(昭和四十九年秋田県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第三十一条の第二項第十二号八及び第六十二条の三第四項第十二号八」を「第三十一条の第二項第十三号八及び第六十二条の三第四項第十三号八」に改める。

第二条第一項中、「第三十一条の第二項第十二号八又は第六十二条の三第四項第十二号八」を「第三十一条の第二項第十三号八又は第六十二条の三第四項第十三号八」に改める。

第八条中、「第三十一条の第二項第十二号八及び第六十二条の三第四項第十二号八」を「第三十一条の第二項第十三号八及び第六十二条の三第四項第十三号八」に、「第三十一条の第二項第十二号本文及び第六十二条の三第四項第十二号本文」を「第三十一条の第二項第十三号本文及び第六十二条の三第四項第十三号本文」に改める。

様式第一号、様式第三号及び様式第四号中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部改正)

第二条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則(昭和四十九年秋田県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第三十一条の第二項第十三号二、第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の第二項第十四号二、第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。

第二条第一項中、「第三十一条の第二項第十三号二」を「第三十一条の第二項第十四号二」に、「第六十二条の三第四項第十三号二」を「第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。

第三条中、「第三十一条の第二項第十三号二又は第六十二条の三第四項第十三号二」を「第三十一条の第二項第十四号二又は第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。

様式第一号中「第31条の2第2項第13号二」を「第31条の2第2項第14号二」に、「第62条の3第4項第13号二」を「第62条の3第4項第14号二」に改め、「細」を削る。

様式第一四号 「第31条の2第2項第13号二」を「第31条の2第2項第14号二」に
改める。 第62条の3第4項第13号二」 第62条の3第4項第14号二」
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公
布する。

平成十六年六月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十四号

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成十六年秋田県条例第三十号）
の施行期日は、平成十六年八月一日とする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄